

事 務 連 絡
平成26年1月21日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省関係予算の繰越事務手続き並びに適正な執行について

国土交通省では、公共事業について適正な工期を確保するため、平成24年度補正予算等で措置された事業の事故繰越や、平成25年度予算の繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）の活用について、別添1のとおり、支出負担行為担当官（本省、直轄機関及び事務委任をしている都道府県）あてに通知するとともに、別添2のとおり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会各会員及び各地方公共工事契約制度運用連絡協議会事務局あてに周知しました。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知していただきますようよろしくお願いいたします。

別添 1

事務連絡
平成 26 年 1 月 21 日

支出負担行為担当官
本省、直轄機関 へ

大臣官房会計課長

国土交通省関係予算の繰越事務手続き並びに適正な執行について

公共事業等の円滑な施工等が確保されるよう、平成 24 年度補正予算等で措置された事業における工期延伸等に対応するための事故繰越しについては、速やかに財務局等に相談・協議し、迅速な対応を図るようお願いいたします。

また、平成 25 年度予算で措置された事業に関する今後の予算執行に当たっては、予め年度内に完了しないことが見込まれる工事等については、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）を活用するなど、適正な工期により発注を行うよう取り計らい願います。